

新潟県条例第40号

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例（昭和40年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） (1)～(6)（略） (7) 修景厚生港区 ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、 <u>第8号の2から第9号まで、第9号の2</u> （当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。）及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設 イ～オ（略）	別表（第3条関係） (1)～(6)（略） (7) 修景厚生港区 ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、 <u>第8号の2、第9号、第9号の2</u> （当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。）及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設 イ～オ（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。